

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 野村 知司 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 白江 浩

令和8年度 障害保健福祉関係制度改善・予算要望

全国身体障害者施設協議会では、常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある方々を中心に支援を行っている。近年ケアを支える人材確保の困難さが厳しさを増すなか、利用者の障害の進行や重度・重複化等に対応する質の高いケアの提供体制の確保・継続が、差し迫った課題となっている。

障害者支援施設が障害者の安全・安心な生活を保障するために、障害福祉施策にかかる関係制度改善および予算を以下のとおり要望する。

- 1. 【最重点要望】 質の高いサービスを持続するためにさらなる処遇改善の実施**
2. 物価高騰に対する財政措置の継続
3. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善
4. 地域生活支援拠点等の新しい機能の検討
5. 年齢や地域に関係なく本人が望む生活に挑戦できる仕組みや環境の整備
6. 障害者支援施設利用者が在宅サービスを利用できる柔軟な対応
7. 共生型サービスの安定運営の実施
8. 基幹相談支援センター事業等の第2種社会福祉事業への位置づけ
9. 消費税の非課税範囲の明確化
10. 次期障害福祉サービス等報酬改定への要望
 - (1) 夜間の看護が実施できる報酬の見直し
 - (2) 医療的ケア者の評価
 - (3) 施設入所者の生活介護事業で設定可能な報酬区分の見直し
 - (4) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化
 - (5) 食事提供体制加算の単価の見直しと恒久化
 - (6) 生活介護事業等の支給決定日数・時間と報酬の見直し
(土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直し)
 - (7) 送迎加算の要件の緩和等
 - (8) 通所事業所での生活介護の入浴支援加算の拡充

1. 【最重点要望】 質の高いサービスを持続するためにさらなる処遇改善の実施

【要望】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では処遇改善2年分（令和6年度2.5%、令和7年度2.0%のベースアップ）を見据えて加算率が引き上げられ、3年目の対応は令和8年度予算編成過程で加算率を検討するとされているが、他産業との更なる賃金格差が生じないよう年度ごとの検証を行い相応の対応をしていただきたい。他産業よりはるかに低い状態に長くおかれ、職員採用にも事欠く状況を1日も早く改善し、サービスが持続できるよう担保してください。

また、わかりやすい「配分ルール」への見直し、人件費以外の人材確保・育成・定着に係る経費に充当できるように見直しをお願いしたい。

【理由】

本会会員施設では、夜勤を始めとする変則勤務のできる人材を確保することが困難な状況が続いています。質の高いサービスの維持には、人材の確保、定着は必須であり、介護の仕事を選ぶ人を増やし、社会基盤を守るためには、政策による財源の後押しが必要です。

また、人件費のみでなく、確保・育成・定着に係る経費に充当できるように見直しが必要です。

2. 物価高騰に対する財政措置の継続

【要望】

物価高騰に対する食材料費や光熱水費の負担軽減策が、実態に応じた負担軽減となるよう対応していただきたい。

【理由】

現在、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した負担軽減策が実施されていますが、食材料費や光熱水費の値上げ、厨房等外注業務の委託費上昇は施設運営に大きな影響を及ぼすため、実態に応じた負担軽減策の継続が必要です。

また、コロナの感染対策に関する各種補助が無くなったものの、クラスターリスクは続き、コロナ禍の時期と同様の感染対策が施設には必須で、資材高騰と合わせた保健衛生費の値上がりが運営を圧迫しています。

3. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善

【要望】

介護ロボット・ICT・リフター等の導入により、職員の介護負担の軽減や、職場環境の改善が図られるよう、確実な財政支援をお願いしたい。

「利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担を軽減するための対策を検討する委員会」の開催や必要な安全対策を講じた上で、「業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する機器等」を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うことについての加算を検討いただきたい（介護保険：生産性向上推進体制加算）。

【理由】

職員の人力による移乗介助は、腰痛の発症につながり、介護職員の離職の原因であるばかりではなく、利用者の身体拘縮と QOL 低下の原因につながることで、諸外国の研究（オーストラリアのノーリフトポリシー運動）によって明らかにされています。

令和6年度補正予算では、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築費（9.4 億円）が計上されましたが、移乗介助等を支援する機器の購入が難しい予算規模であり、重度身体障害者施設での取り組みを推進するには厳しい状況です。

介護テクノロジーを用いた職場環境の改善は、施設利用者へのサービスの質の向上や、各施設における働き方改革となり、ひいては、福祉人材の確保・定着・育成や魅力ある分野としてのイメージアップにつながります。業務内容を見直し、サービスの安全や質の確保および職員の負担軽減につなげる観点から、機能訓練、栄養管理が新たに追加されましたが、引き続き洗濯・清掃など対象範囲の拡充が必要です。

また、見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和することとなりましたが、機器の維持・更新に費用がかかることから新たな加算の創設が必要です。

4. 地域生活支援拠点等の新しい機能の検討

【要望】

地域生活支援拠点等の整備にあたり、5つの機能に加えて、地域生活を維持する上で必要不可欠な支援として「権利擁護の拠点機能」「災害時支援・防災対策機能」「居住機能」を検討していただきたい。

また、検討にあたって障害者支援施設が有する資源を活用するよう自治体へのはたらきかけをお願いしたい。

【理由】

地域生活支援拠点の機能の強化という観点から、緊急時の受入れ・対応の体制整備だけでなく、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの強化が重要です。

そのうえで、頻発する権利侵害に対応するためには、地域内での虐待相談、人権問題に関する啓発活動の役割を担えることが必要です。

また、災害時を想定した視点が弱いので、障害者等の避難誘導要支援者・災害時要配慮者の生命を守るための予防的な避難等、災害支援拠点としての機能を高めるためにも独自に避難所が開設できるような備蓄品の整備や更新ができる仕組みが必要です。

さらに、新しい障害者支援施設として自己実現を支援する居住の場となり、地域生活を支援する生活様式のひとつとなる必要があります。

5. 年齢や地域に関係なく本人が望む生活に挑戦できる仕組みや環境の整備

【要望】

障害者支援施設やグループホームの利用者が本人の望む生活を実現するために、年齢や地域に関係なく、一人暮らしに挑戦できる、うまくいかなかった時に希望する場所に帰って来られる仕組みや環境を整備していただきたい。その際、障害者支援施設が有する資源の活用、居住環境の改善や人材の確保・定着の支援も検討していただきたい。

【理由】

障害者の権利に関する委員会の総括所見では、「障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること」と要請しています。

環境整備では、積雪地域の送迎が夏場に比べて、到着時刻の大幅な遅延が発生するとともに、屋外での介助手順や介助量も増加するので、送迎業務により多くの時間を要している実態への配慮（積雪地域における冬季の送迎に関する加算評価）も必要です。

障害者支援施設は、専門的なスキルをもつ職員がいて、設備も整っているため、緊急時に対応したり、地域に施設があることによる安心感を与えたりすることができます。

また、障害者支援施設での生活を希望される方も一定数います。利用者の居住環境を改善するためには居室の個室化や感染症対策を進めるための補助の継続、職員による支援の質の向上には人材確保・定着の支援の継続が重要です。

6. 障害者支援施設利用者が在宅サービスを利用できる柔軟な対応

【要望】

施設が単独ですべての機能を有しなくとも、地域資源との連携によって利用者のニーズに対応できるよう、地域移行への道をつくるためにも、**施設において訪問診療や訪問看護、居宅介護を利用できるようより一層柔軟な対応**が図れる仕組みを検討していただきたい。

【理由】

在宅で生活される方が施設入所を希望された場合、これまで利用していた担当医師の訪問診療や居宅介護等のサービスが利用できなくなります。「どこで誰と住むか」、「どのように過ごすか」の選択権の維持に向け、地域生活と施設生活を分断しない制度が必要です。

また、嘱託医以外の医師も含めた往診やオンライン診療の依頼が可能な制度が必要です。

7. 共生型サービスの安定運営の実施

【要望】

共生型サービスの利用実態と課題を迅速かつ適切に把握し、障害福祉サービス事業所が安定的な事業運営が行えるよう、対応していただきたい。

【理由】

本会会員施設においても、各自治体と協働し、地域ニーズや高齢障害者の利用ニーズに応え、共生型通所介護等の共生型サービスを実施している事業所があります。

しかしながら、実施している事業所において、減額される報酬体系とともに障害支援区分と要介護認定の認定基準の違いが発生し、利用者の年齢に関わらず、障害福祉サービスと同様のサービスを行っていても、報酬が大幅に減額となっています。このような事態が解消されない場合、共生型サービスを継続することが、困難な状況となります。

また、人口減少が進む地域において、今後共生型サービスの必要性が一層高まることから報酬の見直しが必要です。

8. 基幹相談支援センター事業等の第2種社会福祉事業への位置づけ

【要望】

基幹相談支援センター事業等、地域生活支援事業により実施される相談支援を第2種社会福祉事業に位置づけることを検討いただきたい。

【理由】

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センター事業等を第2種社会福祉事業に位置づけることは、地域福祉の発展、重層的支援体制づくりにもつながります。

また、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業は第2種社会福祉事業に位置づけられています。

9. 消費税の非課税範囲の明確化

【要望】

国税庁が定めた消費税の非課税範囲が介護保険関係の「日常生活に要する費用」は非課税なのに対して、**障害福祉関係の「日常生活に要する費用」は非課税範囲に入っていないことから、国税庁等と協議いただき、非課税**としていただきたい。

また、老健局とも協議いただき、同一趣旨の収入に関して、課税・非課税の統一を検討していただきたい。

【理由】

介護保険サービスおよび障害福祉サービスの両事業を実施している場合、例えば、利用者預り金の出納管理収入（介護は非課税・障害は課税）や通常の事業実施以外での利用者送迎費用の徴収（介護は課税・障害は非課税）において、認識の誤りから国税当局から指摘を受ける法人（施設）が発生しています。同一趣旨の収入に関して、課税・非課税が異なる取り扱いは、経理事務の煩雑化にもつながっています。

10. 次期障害福祉サービス等報酬改定への要望

(1) 夜間の看護が実施できる報酬の見直し

【要望】

医療的なケアを必要とする利用者が安全・安心に夜間を過ごすことができるよう、施設定員が小規模であっても、夜間の看護が実施できるように夜間看護職員体制加算の単価の引き上げ検討をお願いしたい。

【理由】

本会会員施設では、医療的ケアを必要とする多くの利用者が 24 時間 365 日生活しており、すべての時間帯において看護職員の配置が必要不可欠な状況です。また、生活する場所の選択肢を増やすためにも必要です。

夜間の時間帯に毎日、看護職員を配置することは容易ではなく、日中配置人数に加えて相当数の看護職員を確保することが必要です。本会が毎年実施している会員施設への調査によると、特に、会員の半数以上を占める定員 60 人未満の施設での取得率は 6.1%と、定員 60 人以上の施設の 20.4%と比べて一段と低く、現行の報酬単価では実現が難しい状況です。

(2) 医療的ケア者の評価

【要望】

障害児通所支援では、新たな判定スコアを用いて医療的ケア児を直接評価する基本報酬が令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定で新設された。医療的ケア者についても、同様に評価する基本報酬を創設していただきたい。

【理由】

現在、施設入所支援と入所・通所の生活介護事業所において、多数の医療的ケア者を受け入れている実態があります。

加えて、医療的ケア児が成人年齢を迎える際の生活介護での受け入れは急務であり、ニーズが高いです。児童と成人（者）の事業の整合性を図る必要があります。また、生活する場所の選択肢を増やすためにも必要です。

(3) 施設入所者の生活介護事業で設定可能な報酬区分の見直し

【要望】

現在、施設入所者の生活介護の報酬区分時間は7時間から8時間の一律設定であるが、サービス提供の実態に合わせて8時間から9時間の報酬区分も取得できるよう検討願いたい。

【理由】

生活介護の8時間以内で提供サービスを朝8時から16時と見る場合、朝食・昼食の介助、洗面・排泄介助2～4回、入浴介助、医療的ケア、シーツ交換等と、日中活動等があります。これら必要なケアは8時間では終わらない。通所の生活介護と比べても、食事提供は1回多いです。

また、夜間支援を16時から翌朝8時までと見た場合、夕食提供を含む16時間のケア報酬は、50人定員・区分6の方で3,620円、時間報酬226円となります。この実態を鑑みてください。

(4) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化

【要望】

重度の身体障害者・重複障害者の地域移行が進むよう、次期報酬改定においては、個人単位でのホームヘルプ利用を恒久的な制度として見直していただきたい。

【理由】

令和6年度報酬改定では、個人単位でのホームヘルプ利用に関する経過措置が令和8年度まで延長となりました。しかし、重度の身体障害者が地域で、生命維持に不安なく、自分らしい生活を実現するためには、共同生活援助における個人単位でのホームヘルプ利用は重要な制度です。

(5) 食事提供体制加算の単価の見直しと恒久化

【要望】

利用者負担の軽減の観点から、経過措置の延長ではなく恒久的な制度として見直していただきたい。

【理由】

在宅の障害者にとって、日中系サービスを利用する時の食事が地域生活を支えている実態があります。

また、物価や人件費の高騰に対応する単価の見直しも必要です。

(6) 生活介護事業等の支給決定日数・時間と報酬の見直し（土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直し）

【要望】

生活介護事業所であっても、実際の利用者の状態像が「療養介護事業」の対象となる場合などは、柔軟に支給決定日数を「最大1か月の日数」とし、必要な体制を確保できるようにしていただきたい。療養介護は1か月の日数算定である。

あわせて、障害者支援施設が行う生活介護事業の土日の開所にかかる費用については、昨今の利用者の状態や施設実態に見合った報酬単価であるかを検証していただきたい。

また、施設入所支援における生活介護の支給時間は、営業時間の実態に合わせて8時間以上も認めていただきたい。

【理由】

障害者支援施設の日中活動は「原則の日数」（月マイナス8日）が支給決定の上限とされていますが、土日等を問わず生命に関わる支援を必要とする利用者がいます。特に人呼吸器使用者や常時喀痰吸引が必要な利用者などは、一時たりとも支援が欠かせません。

(7) 送迎加算の要件の緩和等

【要望】

実際に発生している重度の身体障害者の送迎にかかる費用（人件費、車両改造費、維持・管理費）を踏まえ、現行の「障害支援区分5、6等の重度の障害者が6割以上いる場合」という重度の身体障害者の送迎にかかる加算の要件緩和と、個別加算についても検討していただきたい。

【理由】

車いす利用の障害者の送迎には、ストレッチャー利用者、喀痰吸引が必要な利用者、電動車いす・車いす利用者など個々の状態に応じた個別的なケアが必要である一方、車1台で送迎できる利用者数に限りがあり、同時刻に複数の送迎車により対応している実態があります。

また、積雪地域の送迎では夏場に比べて、到着時刻の大幅な遅延が発生するとともに、屋外での介助手順や介助量も増加するので、送迎業務により多くの時間を要します。

（８）通所事業所での生活介護の入浴支援加算の拡充

【要望】

令和6年度加算算定が可能になった「医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者」に加え、入浴サービスを利用する区分5および6の利用者で、身体介護が必要な場合「入浴支援加算」を算定できるようにしていただきたい。

【理由】

通所事業生活介護において提供する入浴サービスは、**障害者支援施設で行う生活介護とは異なり**、入浴サービスの提供を行うか否かにより人員配置体制が全く異なるため、入浴サービスを提供できる事業所の確保・拡充のためにも見直しが必要です。

主に身体障害者を対象とした機械浴でのサービス提供は、**医療的ケア等がなくとも不随意運動が激しいなど特別の配慮が必要**であり、人員も多く必要とします。

介護保険サービスの通所介護事業所では、一律に入浴支援加算が算定できます。